

(以下のページの写しを添付して下さい。)

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額 (計算表1⑥C)	①	円
特定収入の合計額 (計算表2(1)⑩A)	②	
分母の額 (①+②)	③	
特定収入割合 (②÷③)	④	%

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



- 特定収入割合が
- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
  - ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。